

機構の支援状況①

【これまでの機構による支援決定の状況】

○(株)日本航空等：平成22年1月19日支援決定

- ・会社更生手続との併用により再生支援（平成22年11月30日、更生計画認可）。
- ・子会社の売却等を行い、航空事業に経営資源を集中。
- ・機材のダウンサイジング、不採算路線からの撤退等により、収益性を改善。
- ・機構は、政策投資銀行と協調して6,000億円の融資枠を設定。
- ・また、会社更生計画認可決定後、3,500億円を出資。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄を実施予定。

○(株)ウィルコム：平成22年3月12日支援決定

- ・会社更生手続との併用により再生支援（平成22年11月30日、更生計画認可）。
- ・次世代高速通信サービス事業（XGP事業）を切り離し、PHS事業の維持及び発展に注力。
- ・機構は、金融機関、スポンサー、対象事業者等の関係者調整に関与することで支援を実施。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄を実施予定。
- ・会社更生計画認可決定後に、スポンサー企業が出資を実行する予定。
- ・機構は更生計画認可決定を受けて再生支援を完了（平成22年11月）。

機構の支援状況②

【これまでの機構による支援決定の状況】

○セノー(株)等：平成22年3月26日支援決定

- ・機構初の中小企業案件かつ中小企業再生支援協議会との調整案件。
- ・公共施設向けスポーツ及びびトレーニング事業に経営資源を集中。
- ・会社分割により新会社を設立し、機構の子会社化(第二会社方式)。
- ・機構は、新会社に対する①債権買取、②経営人材の派遣、③出資(4億円)及び④運転資金調達時の保証(保証割合50%)を実施。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援を実施予定。

○医療法人養生院：平成22年7月7日支援決定

- ・機構初の医療法人の支援案件。医療機関の事業再生モデルの構築。
- ・急性期後の後方医療や在宅等の病態急変患者の受け入れを強化し、より地域ニーズに応える体制の整備を予定。
- ・機構は債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②融資(初期融資及び運転資金として計1億円程度)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、経営人材の派遣を実施予定。

機構の支援状況③

【これまでの機構による支援決定の状況】

○医療法人社団全人会：平成22年8月24日支援決定

- ・東京都にある医療法人に対する再生支援。
- ・スポンサー企業への事業譲渡による再生を予定。
- ・病床転換等による病床利用率の向上を図ることにより、地域ニーズや医療制度に適合する医療・看護機能の提供を実現。
- ・機構は、地公体との利害調整、債権者調整機能を担うことで、医療機関の私的整理・事業再生の阻害要因の解消を図る。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄を実施予定。
- ・再生支援を完了(平成23年3月)

○(株)富士テクニカ等並びに(株)宮津製作所：平成22年9月17日支援決定

- ・業界第2位、3位の自動車用プレス金型メーカー同士の事業統合(国際競争力強化を目的とした業界再編による再生モデルの提示)
- ・事業統合を梃子に、国内の過剰供給構造緩和、海外生産によるコスト競争力強化を図る。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①出資(53億円)、②運転資金調達時の保証(最大15億円)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援を実施予定。

機構の支援状況④

【これまでの機構による支援決定の状況】

○会津乗合自動車(株)等:平成22年12月2日支援決定

- ・地域路線バス事業を運営する公共交通事業者グループに対する再生支援。
- ・路線別収支の改善を中心とした、事業収益改善と効率化。
- ・地域経済と一体となった公共交通主導の地域活性化。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①出資(1億円)、②運転資金調達時の保証(保証割合50%)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、経営人材の派遣を実施予定。

○(株)岸本医科学研究所等:平成22年12月9日支援決定

- ・北海道中心に全国展開する臨床検査事業者グループに対する再生支援。
- ・スポンサー企業が新設する100%子会社への会社分割(吸収分割)による事業継承(第二会社方式)。
- ・スポンサーのノウハウ導入による、検査・サービス品質の改善と向上。
- ・拠点の統廃合、営業活動の集約、集荷配送の効率化によるコスト削減を図る。
- ・機構は、金融機関、スポンサー、対象事業者等の関係者調整に関与。
- ・スポンサー企業は、出融資を実施予定。

機構の支援状況⑤

【これまでの機構による支援決定の状況】

○藤庄印刷株式会社等：平成23年2月3日支援決定

- ・山形県にある総合印刷事業者グループに対する再生支援。
- ・工場集約による生産体制の再構築と案件別採算管理の徹底。
- ・会社分割方式による不稼働資産の分離。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②出資(0.1億円)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、経営人材の派遣を実施予定。

○財団法人 大原総合病院等：平成23年2月10日支援決定

- ・福島県福島市の中心部に位置する総合病院に対する再生支援。
- ・既存有利子負債を圧縮するとともに、病床稼働率の向上を図り、医業利益改善につなげる。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②運転資金調達時の保証(保証割合50%)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、経営人材の派遣を実施予定。

機構の支援状況⑥

【これまでの機構による支援決定の状況】

○芝政観光開発株式会社：平成23年3月3日支援決定

- ・福井県にあるレジャー施設運営事業者に対する再生支援。
- ・旅行代理店を介した団体客誘致等による収益改善。
- ・地域観光一体再生のため、県内各種団体と協力体制を構築。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②出資(0.1億円)、③融資(1.65億円)、④経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援を実施予定。

○株式会社アーク等：平成23年3月31日支援決定

- ・大阪に本社を置く工業製品の[○]新製品開発(企画・デザイン・設計・試作品・金型の製作等)を支援する事業者グループに対する再生支援。
- ・事業領域の再設定による経営資源の選択と集中。
- ・事業連携及び経営管理体制の強化。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②出資(90億)、③融資(74億円)、④経営人材の派遣を予定。
- ・金融機関等の債権者は、DES・債権放棄等の金融支援、融資を実施予定。

機構の支援状況⑦

【これまでの機構による支援決定の状況】

○医療法人博悠会：平成23年3月31日支援決定

- ・大阪市西淀川でリハビリ、在宅療養を中心に運営する医療法人及び関連会社に対する再生支援。
- ・現状有する人材や設備を活用し、対象事業者が担う医療・介護施設等の包括的なサービスを継続的に提供できる体制を確保する。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②融資枠の設定(最大0.2億円)、③経営人材の派遣を予定。
- ・金融機関等の債権者は、融資枠の設定等の金融支援を実施予定。

○ヤマギワ株式会社：平成23年4月15日支援決定

- ・東京に本社を置く特殊照明の開発販売及び各種海外インテリア商品の販売事業者に対する再生支援。
- ・会社分割(吸収分割)により新会社を設立(第2会社方式)。
- ・国内物流網の再構築、経費低減等のコスト競争力の強化。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②出資(5億円)③運転資金調達時の保証(保証割合50%)、④経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援を実施予定。

機構の支援状況⑧

【これまでの機構による支援決定の状況】

○株式会社沖創建設等：平成23年4月28日支援決定

- ・沖縄県那覇市に本社を置き、アパート建築、入居者の仲介、賃貸管理事業を一貫して手掛ける事業者に対する再生支援。
- ・県外で行っていた不動産賃貸、販売等の事業から撤退し、会社分割(吸収分割)の手法により、県内事業を本継承会社へ継承させる。(第2会社方式)
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、経営人材の派遣、出資、新規融資枠の設定を実施予定。

○コロナ工業株式会社：平成23年5月20日支援決定

- ・東京に本社を置きアルミニウム装飾製品等の製品販売及び加工・総合表面処理加工を行う事業者に対する再生支援。
- ・機構とスポンサー企業が、全ての普通株式を保有する新会社を設立(第2会社方式)し、経営管理体制等の再構築を図る。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②出資(8.9億円)③運転資金調達時の保証(最大1.5億)、④経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、新規融資枠の設定を実施予定。

機構の支援状況⑨

【これまでの機構による支援決定の状況】

○ジョイパック株式会社:平成23年9月29日支援決定

- ・和歌山県に本社を置き清涼飲料の受託製造を行う事業者に対する再生支援。
- ・本社工場に関連する資産と負債を継承し新会社を設立(第2会社方式)。
- ・機構は、金融機関、スポンサー、対象事業者等の関係者調整に関与することで支援を実施。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、経営人材の派遣を実施予定。

○株式会社室崎商店:平成23年9月29日支援決定

- ・島根県江津市に本社を置き、漁業事業、冷凍倉庫事業を行う事業者に対する再生支援。
- ・漁業事業を新会社に継承させ、事業の再生を図る。(第2会社方式)
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①債権買取、②出資(0.061億円)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、融資、経営人材の派遣を実施予定。

機構の支援状況⑩

【これまでの機構による支援決定の状況】

○株式会社グランビスタホテル&リゾート:平成23年12月1日支援決定

- ・東京都中央区に本社を置き、ホテル経営、海洋総合レジャー施設等の運営を行う事業者に対する再生支援。
- ・遅滞設備投資の一掃、経営体制の見直し等による健全な経営状態への回復と、ホテル・旅館の運営ノウハウ再強化により事業の再生を図る。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①既存株式の買取、②出資(16億円)、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、返済スケジュールの変更及びDESによる金融支援を実施予定。

○(株)ダイマル、(株)ディメール、丸竹八戸水産(株):平成23年12月22日支援決定

- ・青森県八戸市に本社を置き、水産加工品事業等の運営を行う事業者3社に対する再生支援。
- ・会社分割等を用い、3社を統合し、事業の役割分担を含めて生産体制を全体最適に見直す。
- ・機構は、債権者間調整を行うとともに、①地元企業との共同出資(機構出資分:0.21億円)、②新規融資枠の設定、③経営人材の派遣を実施予定。
- ・金融機関等の債権者は、債権放棄等の金融支援、新規融資枠の設定を実施予定
- ・共同出資者は、出融資、経営人材の派遣を実施予定。

機構の有する強み・特徴

【時限的受付】

- 機構への申込みは、原則平成23年10月まで。
(注)但し、主務大臣の認可があれば、例外的に同24年4月まで可能。

【資金供給機能】

- 23年度予算により、3兆円の政府保証枠を確保。政府保証の付いた調達資金により、債権買取り、出資、融資を実施。

【多彩な支援メニュー】

- 債権買取り、出資、融資、債務保証に加え、経営人材派遣、コンサルティングサービスなど、多彩な支援メニューを提供可能。

【プロの事業再生人材】

- 産業再生機構の勤務経験者を含め、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント、金融機関経験者など、事業再生の専門人材が再生支援を実施。
(注)機構役職員数152人(平成23年4月1日現在)。最終的には200名規模まで増員予定。

機構の中堅・中小企業再生支援のポイント

【経営者責任・公表・支援期間等】

- 「経営者責任」はケースバイケースで対応。
- 「法的整理」の併用は必須ではない。
- 事業者名等の公表については、買取等決定時までの延長が可能。
- 支援期間は原則3年であるが、支援協議会や中小企業再生ファンド等との連携により、中小企業のニーズにより適った、3年以上の「連携型一貫支援スキーム」を確立させていくことが重要。

【B/S改善】

- B/S調整において、金融機関の債権放棄は必須ではない。DDSやリスケの活用も可能。
- 経営権取得を目的とした出資も必須ではない。

【P/L改善】

- 支援決定後、融資、経営人材派遣、コンサルティングサービスが適宜可能。
- 3年以内に数値基準(財務改善・生産性向上)を満たせば、既存の施策(農商工連携、新事業展開等)との連携も可能。
- 支援基準を満たさず、支援決定に至らない場合でも、コンサルティングサービスは利用可能。

<会社概要>

○名称：株式会社 産業再生機構

○資本金：505億7百万円

○従業員数：214名（平成17年2月末時点）

○代表取締役社長：斉藤 惇

（株）東京証券取引所グループ社長・元野村證券(株)取締役副社長

✓産業再生機構を設立するための法律（「株式会社産業再生機構法」）が、平成15年4月に成立、施行。

✓平成15年4月16日に設立され、5月に業務を開始し、平成19年3月15日に解散。

✓業務開始以来、平成17年3月31日の債権の買取申込み等期限までにダイエーやカネボウをはじめ41件の案件（うち19案件が大企業）に対して支援決定を実施。

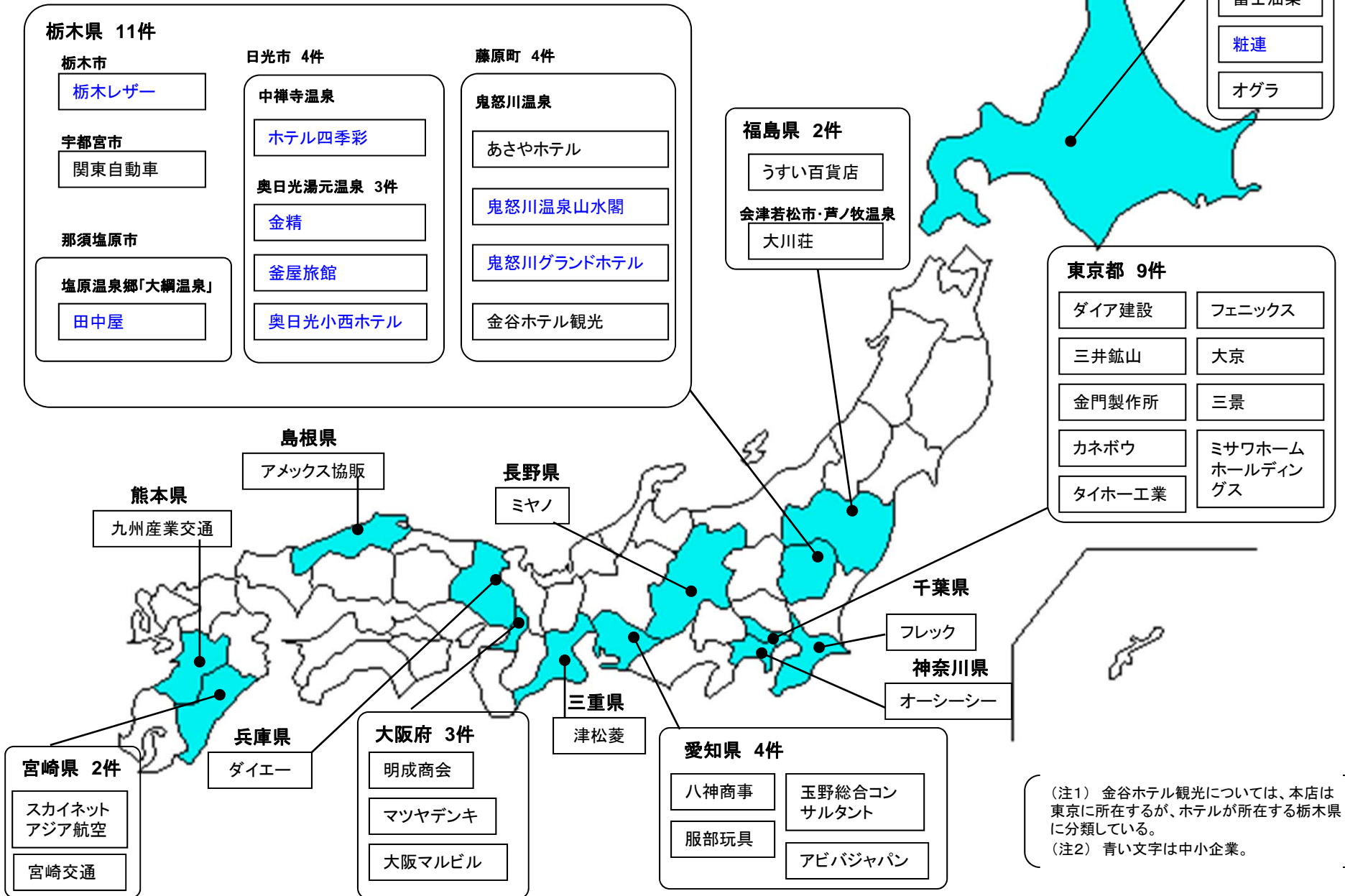
✓全案件の支援を終了し、雇用の確保に貢献。

※支援決定時の従業員数は41案件の合計で7万人超。

✓最終的に国民負担が発生することはなかった。

産業再生機構の支援決定案件（支援決定時の本店所在地）

【全41件・14都道府県】



お問い合わせ先

【内閣府機構担当室】

03-3581-9125

担当：降井・田中

<http://www5.cao.go.jp/etic-j/kigyous.html>